

とろぽぽ保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	株式会社ブラクシスキッズ
所在地	さいたま市浦和区高砂 4-4-12 306
電話番号	048-764-8149
代表者氏名	代表取締役 奥野 敏夫

2 施設の目的及び運営の方針

施設の目的	保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運営方針	子どもを育て、その限りない可能性を育むことができるのは、ご家族とそれを取り巻く地域社会です。私どもは子供とご家族を支える最も身近な地域コミュニティであることを目指します。

3 提供する保育の内容

名 称	とろぽぽ保育園
所在地	さいたま市北区土呂町二丁目9番 10号
電話番号	048-669-5210
認可年月日	令和3年4月1日
施設長氏名	中村 嘉宏
職員数	15人
取扱う保育事業の種類	保育、延長保育

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施設長	1人	保育運営責任者
主任保育士	1人	園長補佐
保育士	11人	保育士有資格者
保育補助	2人	保育補助業務
栄養士	1人	栄養管理
調理員	2人	給食調理
事務員	1人	施設事務処理

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	7時00分から20時00分まで
標 準 時 間	7時00分から18時00分まで
	延長保育は18時00分から20時00分まで なお、土曜日の延長保育の実施はありません。 ※ 0歳児クラスの延長保育はありません。
短 時 間	8時30分から16時30分まで
	延長保育は7時00分から8時30分まで 16時30分から20時00分まで なお、土曜日の延長保育の実施はありません。 ※ 0歳児クラスの延長保育はありません。
休 所 日	日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由 ・ 金 額
保 育 料	保育料はお住まいの自治体が決定します。
延長保育料（標準）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間利用 スポット：300円、月極：3,000円 ・ 2時間利用 スポット：600円、月極：6,000円
延長保育料（時短）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1時間半利用 スポット：600円、月極：6,000円 ・ 3時間半利用 スポット：1,200円、月極：12,000円
実 費 徴 収	主 食 費 1,800円/月（対象3歳児クラス以上） 副 食 費 4,600円/月（対象3歳児クラス以上）

	園 帽 1,350円 連 絡 帳 220円 お 道 具 箱 3,300円 (対象3歳児クラス以上) 体 操 服 4,000円 (対象3歳児クラス以上) 保 育 材 料 費 300円/月 (対象1歳児クラス以上) 行 事 費 (遠足等/実費)
上 乗 せ 徴 収	英 語 1,100円/月 (対象1歳児クラス以上) リトミック 1,100円/月 (対象3歳児クラス以上) 卒園準備金 1,000円/月 (対象5歳児クラス)

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	3 人	6 人	6 人	10 人	10 人	10 人	45 人

※ 生後57日から預かります。

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、12時までにご連絡ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、医師による治癒証明の確認後登園となります。 その他感染症等により、園児または園児の同居家族の感染が確認された場合は、さいたま市及び関係機関の指示・見解を考慮の上、登園を控えてください。 再登園についても同様とします。
けがについて	骨折や重度の捻挫等、日常の集団保育に支障をきたすと判断された場合は、登園を控えてください。
発熱のある場合について	登園前に熱が37.5℃以上ある場合は、登園を控えてください。

投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別にご相談させていただきます。
入園時に用意するもの	(例) 布団カバー等、コップ、歯ブラシ(必要時に交換していただきます)
毎日持参するもの	(例) タオル・エプロン・着替え等

◎ 別紙参照

9 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

囑託医	内科	むらのひがしクリニック 村岡 東子先生
		さいたま市北区大成町4-318-3 電話 048-788-1781
	歯科	歯科ながしまクリニック 長島 光志先生
		さいたま市北区宮原町1-169-1 電話 048-652-4182
消防	北消防署	
	さいたま市北区宮原町4-66-14 電話 048-654-3456	
警察	大宮警察署	
	さいたま市大宮区北袋町1-197-7 電話 048-650-0110	

10 非常災害対策

消防計画作成 (変更)届出書	さいたま市北消防署 防火管理者 氏名 田中 清実
-------------------	-----------------------------

避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回以上）を実施します。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常通報装置・誘導灯・避難器具・消火器・カーテンの防災処理
避難場所	第1避難場所・・・神明西公園 第2避難場所・・・市民の森 見沼グリーンセンター

1.1 災害時の保育園の時間短縮、休園について

地震、水害、甚大な被害が想定される台風等の自然災害が発生した場合、さいたま市役所からの指示により保育時間の短縮、若しくは休園などになる場合があります。

1.2 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年行政主催研修に職員派遣、受講させています。

1.3 その他保育施設の運営に関する重要事項

事項	内容
主な一日のスケジュール	7:00～ 9:00 登園
	9:20 朝の会
	9:30 午前おやつ（1、2歳児のみ）
	10:00 一斉活動
	11:30 給食
	12:30～15:00 午睡

	15:30 16:00 16:30～お迎え 18:00～20:00	午後おやつ（1歳以上児） 帰りの会 自由遊び 延長保育
食事の提供について	昼食・おやつ	毎日自園調理し児童に提供します。保護者の方へは、前月末日頃に翌月の献立表をお配りします。
	アレルギー対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、さいたま市指定用紙にてご提出ください。 ご相談のうえ、除去するなどの対応を取ります。 （例）卵・牛乳・そば・魚介類
	衛生管理等	集団給食施設届け出をさいたま市保健所へ提出済です。 水質検査を年1回実施。 調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。
定期保育利用について（利用定員調整）	定員については、運営状況を鑑みて、さいたま市と協議の上、保育利用定員の調整を行う場合があります。	

1.4 保険について

傷害保険	死亡後遺障害 100万円、入院（日額）1,000円
賠償責任保険	1事故につき3億円 1名につき3,000万円

1.5 苦情窓口

当保育所	窓口設置場所	とろぽぽ保育園
	窓口開設時間	9時00分から18時00分まで
		※メールは随時受付します。
	苦情解決担当者	小松 美砂
苦情解決責任者	中村 嘉宏	

	受付方法	窓口、電話、メール
		電話：048-669-5210
		メール：jimu.toropoporo@gmail.com

16 福祉サービス苦情解決制度

とろぽぽ保育園では、保育園の苦情解決担当者、苦情解決責任者に苦情や改善の希望等を申し出ることができます。また、福祉サービス苦情調整員へ直接申し出ることもできます。

福祉サービス 苦情調整委員	平澤 FP 事務所 TEL：03-5497-1345 平澤 朋樹
	特定非営利活動法人三楽 TEL：048-678-5678 遠藤 隆一

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から一部改訂する。

この規定は、令和5年4月1日から一部改訂する。

この規定は、令和5年8月1日から一部改訂する。

この規定は、令和6年4月1日から一部改訂する。